

平成20年度 第3回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成20年(2008年)10月9日(木) 13:58~14:40

2 場 所 長野県庁 議会棟 第1特別会議室

3 内 容 議事

- (1) 一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路の環境影響評価準備書について
- (2) その他

4 出席委員(五十音順)

阿 部 學
梅 崎 健 夫
大 塚 孝 一
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝
亀 山 章 (委員長)
陸 齊
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
鈴 木 啓 助
富 樫 均
中 村 寛 志
花 里 孝 幸 (委員長職務代理者)

5 欠席委員

野見山哲生

平成20年12月18日
長野県環境影響評価技術委員会委員長

____ 亀 山 章 _____ 印

1 開 会

○事務局（長野県環境部自然保護課 畔上）

本日は、お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。

若干定刻より早いのですが、委員さんがお揃いになりましたので、ただいまから、長野県環境影響評価条例に基づく平成20年度第3回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます、長野県環境部自然保護課の畔上剛と申します。よろしく願いいたします。

議事に入ります前に本日の欠席委員の御報告を申し上げます。野見山委員から、都合により御欠席という御報告をいただいております。また、花里委員が、遅れて出席されることとなっております。

技術委員会の委員14名に対しまして、現在12名の委員に出席をいただいております。過半数の委員の御出席がありますので、条例第37条第2項の規定によりまして本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それから、念のため申し上げますが、この会議は公開で行われ、会議録も公表されます。会議録が作成されるまでの間は、音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知おき願います。したがって、ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成に御協力いただくため、御発言の際にはその都度お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

では、条例第37条第1項の規定により委員長が議長を務めることになっておりますので、亀山委員長にひとことごあいさつをいただき、議事の進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○亀山委員長

お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。3回目でございますが、特段のあいさつもございませんので、さっそく議事を進めさせていただきます。

議長を務めさせていただきますので、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

2 議 事

○亀山委員長

議事の(1)でございますが、一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路の環境影響評価準備書について、でございます。

まず、前回までの会議の開催状況と本日の会議資料について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（長野県環境部自然保護課 横浜）

自然保護課の横浜でございます。事務局から、前回までの会議の開催状況と、本日お配りしてございます資料の簡単な説明をさせていただきます。

7月18日に開催されました本年度第1回会議では、青崩峠道路の経過、事業概要、準備書の内容、住民等の意見に対する事業者の見解について事業者から御説明いただいた後、質疑応答を行っていただきました。それから、9月1日に開催されました第2回会議では、同じく準備書について、第1回会議以降に委員から提出された追加意見、県関係機関からの質問等に対する考え方を事業者から説明

いただき、さらに御審議をいただいたところでございます。

さて、本日の会議資料でございますが、資料1は「準備書についての市町村長からの意見等」でございます。関係市町村長であります飯田市長から提出されました意見と、それに対する事業者の見解をまとめたものでございます。

資料2でございますが、「準備書についての技術委員会意見等集約表(案)」でございます。本委員会会議での各委員の皆様の発言要旨と、それに基づいた準備書についての技術委員会意見及び指摘事項等をまとめたものでございます。前回の会議までの分でございますので、現在は暫定版となっておりますが、本日の御審議の内容を含めまして整理していきたいと思っておりますので、技術委員会としての意見及び指摘事項の取りまとめに御活用いただければと思います。

そのほかに前回の、第2回会議の会議録案をお配りしてございます。

次に静岡県での審議状況について御説明させていただきます。

静岡県では7月31日、8月25日及び9月29日に審査会が開催されております。その3回の審査会で出された意見を基に、現在、事務局において審査会意見案を作成しているところとのことであります。参考までに静岡県の第3回審査会に提出された資料、この資料は第1回及び第2回の審査会において委員から出された意見等を整理したのですが、各委員のみに配布させていただいております。この資料につきましては、静岡県では審査会自体が公開されていない、非公開ということで行われておりますので、資料の取扱いについては十分御注意をいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はいどうぞ。

○阿部委員

今、静岡県の環境影響評価審査会のことが示されましたけれど、我々のものも静岡県の方に提示されるのでしょうか。

○事務局（自然保護課 横浜）

長野県の資料も静岡県と情報交換してございます。

○亀山委員長

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

ほかに御発言もないようですので、資料1について事業者から御説明をお願いいたします。

○事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 廣瀬）

長い間、審議ありがとうございました。本日も御審議をよろしく願いいたします。

今回の準備書に対しまして飯田市長さんの方から御意見が2点出てまいりました。その御意見につきまして、事業者の見解を述べさせていただきます。

お配りしてあります資料1でございます。

一つ目が「建設発生土が他の建設工事に使用しきれず残った場合にどうするのか。」という御趣

旨の御意見でございます。これにつきましては私どもとしましては、全量を他の公共工事で使用するよう今後調整を図っていく考えでおりまして、残るといことが想定される事態になりました場合には、関係機関と協議をして、有効利用を検討していきたいと考えております。

二つ目でございます。「過去に恵那山トンネルや草木トンネル工事の際、残土が谷沿いに置かれ、自然環境に影響を与えたと聞いている。残土についてはすぐに他の場所で利用できない場合は、その後のその他の建設工事関係で利用できる建設用土として、適当な場所に一時保管していただくなどの措置をお願いしたい。」という御意見でございます。恵那山トンネルのところまでは把握してございませませんが、私どもといたしましては発生土、アスファルト、コンクリート塊といった建設副産物につきましては、我々の工事も含めましてほかの公共工事において再利用をしております。その中でも一時的にストックする必要がある場合につきましては、ストックヤードに仮置きを考えたいと思います。そのストックヤードにつきましては、関係機関であります市、県を含めて協議をしてみたいと思っております。以上でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。今の御説明につきまして御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは御発言が特にございませぬようですので、準備書全体についての御意見、御質問をいただき、さらに踏み込んだ御議論に入っていただきたいと思っております。何か御意見はございますでしょうか。

資料2に関わるものについては事務局からこの後、御説明いただくこととなっておりますので、資料2に関わる部分以外のところで、これまでに何かお気づきの点がございましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

前回、前々回、だいぶ御意見をお出しいただいていたので、もしお気づきの点がございましたら、また後でも結構でございますが。

では、資料2につきまして事務局から御説明をお願いして、その後御意見をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○事務局（自然保護課 横浜）

資料2の「準備書についての技術委員会意見等集約表（案）」ですが、これまでの技術委員会委員の皆様から頂きました御意見、御質問を発言要旨欄に記載してございます。また、発言されました会議の会議録記載ページも同じ欄に付記してございます。その発言要旨が「意見」であるか「指摘」であるか、事務局の案として整理させていただき、該当する欄に「意見」又は「指摘」と記載してございます。表の下欄の注にありますとおり「意見」とは、「技術委員会意見として知事に対して述べる環境保全の見地からの意見」でございます。「指摘」とは「評価書作成に当たり、記載内容の具体的説明や記載方法について整備を求める指摘」でございます。「意見」、「指摘」に該当するものは「委員会意見又は指摘（案）」として、文言を整理して記載してございます。「意見」、「指摘」のいずれにも該当しないものは、発言内容が他の意見・指摘に集約されているものや、会議の中で事業者の詳細な説明を求めた発言であるなどのため、意見・指摘として採用しないもので、その理由も併せて記載してございます。一番右の欄には、参考までに「事業者の説明要旨」として、これまでの会議で事業者から説明いただいた内容を記載しております。

それでは技術委員会意見として事務局で整理させていただいた項目について、簡単に御説明申し上げます。

まず1ページでございますが、5番の野見山委員からの意見について、技術委員会意見案として、「掘削残土の溶出検査などを行い、必要に応じ地質由来と考えられる有害金属に対する河川、地下水の保全対策を行うこと。」というように整理させていただいております。

次に4ページを御覧ください。18番から21番までの中村委員及び亀山委員長の意見を集約させていただき、「クロウメドキの移植後のベニモンカラスシジミの生息に不確実性が残ることから、生息状況の確認調査を継続して行い、新たに保全対策の必要が生じた場合には速やかに行うこと。」と整理させていただいております。

5ページの22番から30番までの阿部委員からの意見を集約させていただきまして、「クマタカの繁殖・生息環境への影響を確認するため、道路の供用後まで継続して調査を行うこと。」と技術委員会意見として整理させていただいております。

次に10ページを御覧ください。36番の阿部委員及び亀山委員長の意見を集約させていただき、「明かり部における小動物の移動経路等について配慮すること。」と整理させていただいております。

11ページを御覧ください。39番の亀山委員長からの意見について、「保全対策について代償とあるが、その内容について記載すること。」と整理させていただいております。

それから40番、41番の梅崎委員からの意見について、「残土の有効利用に当たっては、残土中の有害物質の有無及び含有量等について事前に把握し、適切に処理すること。」と整理させていただいております。

以上が技術委員会意見として整理させていただいた項目について御説明申し上げましたが、これはあくまで事務局としての整理案でございます。説明は以上です。

○亀山委員長

ありがとうございます。今、御説明いただいた「意見」というのは、「知事意見」ということで出されるもので、「指摘」は環境部長名で出されるものでございます。「意見」と「指摘」はこの委員会から出されるということになりますので、そのように御理解をお願いします。

御説明いただきましたことにつきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。
はいどうぞ。

○阿部委員

クマタカのところが意見として集約されておりますけれども、5ページの22番のところですが、「道路建設のクマタカに与える影響の評価手法が曖昧で、」というように書かれています。私が言いたいのは、こここのところで、客観的、定量的に影響の評価を行ってほしいということです。したがって、それを集約した委員会意見となっておりますが「クマタカの繁殖・生息環境への影響を確認するため、道路の供用後まで継続して調査を行うこと。」というのとはちょっと趣旨が違うのです。要するに、道路建設がクマタカに与える影響の評価を、客観的、定量的に行ってほしいというのが、その後も縷々述べておりますが、集約するとそここのところなのです。ほかの学問分野では、例えば水質であるとか大気であるとか騒音とかでは、何ppmとか何dBとかいろんな基準があつて、それを超えると人間の精神生活なり、あるいは健康に悪影響を及ぼす。だから、ガイドラインができていますよね。と

ころが、この調査報告書がたくさん出されておりますが、どこを飛んでいるかという飛翔の軌跡図が描かれて、それで影響がないとかあるとかというのは、客観的、定量的ではないのですね。すなわち、ある人が見れば「大した影響がないだろう」、ある人が見れば「これは重大な影響がある」と解釈される。曖昧だと言っているのはそこなのです。ですから、もう少し客観的、定量的に、こういう理由で影響が少ないとか、影響が大きいとかということを述べてほしい。そういうことを言っているのです。以上でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。今の御発言につきましては、調査・予測・評価手法に関わるものでもありますから、事務局と事業者と両方からお答えいただけますか。

とりあえず事務局の方からお願いいたします。

○事務局（自然保護課 横浜）

環境影響評価については、県で技術指針マニュアルを作成していますが、環境要素ごとの調査方法、評価方法等をマニュアルで定めております。調査方法自体は、方法書の審査時において「マニュアルに基づきこういう方法で行う」ということで、今まで調査等が行われてきておりますので、その調査方法に基づいて出た調査結果について、事業者としてどのような評価をするのか、どのような保全対策を盛り込むことが可能なのか、ということかと思えます。

○コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島）

今の先生の御意見につきまして、私どもではただ飛翔図で評価をしているということだけでなく、定量的にとおっしゃいますとあまり定量的でないかもしれませんが、右欄に私どもの前回の御回答を書かせていただいております。私どもでは定点観察の中で、まず、行動圏が事業によって変化するかどうかということが一つ。それから、忌避行動がその中で見られるかどうか。それから、最終的には一番大きいのは繁殖活動に影響が生じたかどうか。これはあくまでも、観察した時の行動の中から説明をしていくべきことだと思っておりますが、今、先生がおっしゃった「定量的」というところには十分でないかもしれませんが、そのような調査をしていきたいと考えております。

○亀山委員長

猛禽類につきましては、定量的な予測評価手法というのは、どのアセスを見ても確立したようなものがなくて、県としては現段階では作成されているマニュアルで行っているということになるわけです。今後、さらに予測評価技術が上がってきたら、またマニュアルを変えるなり何なりをして、対応をしていただけたらと思うのですが、方法書の段階で認められた調査方法で行うという、一連の流れで来ているものですから、阿部委員の意見を参考にして今後に反映させていただくということなのかなと私は思っておるわけでございます。よろしいでしょうか。

○阿部委員

私がこれに参画した段階のこともありますので、これ以上のことは申し上げませんが、私が生き物、特に猛禽類でいろんな場面であって、影響の評価が曖昧模糊としているのが常に気に

なっているところです。最初にお話ししたように、私が参画した段階が違いますので、当初から参画していれば当然そのところで御意見を申し上げて、それを踏襲するというか、それに従っていただければありがたいと思っているわけですが、今の段階ではそうではないということで、これ以上のことは申し上げません。ただ、定量的な評価は他人に「定量的評価をなささい」と言いながら自分でやっていないのでは話にならないので、環境省のマニュアルが根本になってこういう結果を招いているわけで、それが直らない限り県としても当然直して行けないわけですね。ただ、参考までに申し上げておきますと、定量的評価というのは、餌の観点から、例えばどれだけの餌の現存量があって、実際にそれをどの程度利用するのか、事業によって失われる環境による餌の減損量を推定して、影響が大きいのかどうか。今までのところ、道路では1.3%くらいの減少ですが、一つの例を挙げますと、そういう視点からの定量的評価も可能だということです。今後、私たちが公表して、使っていただけるようにする義務があると思っておりますけれども、定量的評価というのは一例を挙げますとそういうことなのです。どうもありがとうございました。

○亀山委員長

ありがとうございました。

花里委員、来られてすぐで恐縮ですが、資料2の「準備書についての技術委員会意見等集約表(案)」のところで、ちょうど欄の真ん中に「意見」と「指摘」というのがございますが、この御説明をいただきましたのと、これでいかがかということで御意見を伺っていたところでございます。前回までに頂いた意見に対しまして、事業者からの説明が一番右の欄のようになされてきたということです。それをまとめて、「意見」として出すのは「知事意見」として出す、「指摘」は部長名で「指摘」として出すということですが、このような仕分けでよろしいかということで、御意見を伺っているところでございます。何かお気づきの点はございますか。

○花里委員

いえ、今のところは。

○亀山委員長

それではよろしいでしょうか。本日の審議の内容も含めまして事務局で意見等集約表を整理していただいて、後日、各委員に電子メールか郵送でお送りして内容を確認していただくということにしたいと思います。そこで必要な修正を行った後で、最終的に私が確認をして県知事に提出する「技術委員会の意見及び指摘」を確定させたいと思います。御一任いただけますでしょうか。

○全委員

異議なし。

○亀山委員長

ありがとうございました。確定した際には委員の皆様にご報告申し上げます。

今後の流れにつきまして事務局から御説明願います。

○事務局 (自然保護課 横浜)

今後の流れでございますが、「技術委員会意見及び指摘」が確定され次第、県知事あてに御提出いただきます。知事は技術委員会意見と飯田市長の意見を勘案するとともに、住民等の意見に配慮して事業者に知事意見を述べることとなります。この知事意見は県のホームページで公表されます。また、技術委員会指摘につきましては、その内容を反映した環境部長指摘として事業者に述べることとなります。事業者は、知事意見を勘案するとともに、住民等の意見に配慮しまして準備書の記載事項について検討を加え、評価書の作成へと手続が進んでまいります。以上です。

○亀山委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議事の2番目のその他でございますが、事務局から何かございましたらお願いいたします。

○事務局（自然保護課 横浜）

事務局から今後の案件の見通しについて御説明させていただきます。

まず一つめに、長野広域連合による、ごみ焼却施設の建設事業でございます。現在、方法書の案が事務局に提出されておりまして、来月には正式に方法書として提出される見通しでございます。

できれば12月中旬ごろには現地調査を実施したいと考えておりますので、日程等について事前に調整させていただきたいと思っております。

次に須坂市峰の原の風力発電事業でございます。事業者から来年の春までに風況調査結果等を踏まえ、事業を実施するかどうか最終的に判断したいとの報告を受けておりますので、事業を実施することになったといたしましても、現地調査を含め技術委員会の開催は来春以降になる見通しでございます。

事務局からは以上でございます。

○亀山委員長

今後の案件でございますが、2件につきまして御説明いただきましたが、何か御質問、御意見等がございますでしょうか。

それでは、その他、今回の案件全体を通しまして委員の皆様から何か御意見等ございましたら、御発言いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○鈴木委員

意見の集約表にもございますけれど、6番目の水象については、ここでは流量とか量的な議論がされていますが、水質についてはどうですかと質問させていただきました。回答では、それは方法書の段階でなかったということだったのですが、静岡県側の資料を拝見しますと、かなり水質について細かく出ているようです。それから、静岡県、長野県で同じ工事ですので、お互いに情報が行っているとのことなのですが、方法書の段階では、静岡県側の情報が、こちらには来ていない状態で決めたのでしょうか。僕は方法書の段階では委員ではなかったものですから、ちょっと非常に不思議な感じがするものですからお聞きしたいのですが。

○事務局（自然保護課 横浜）

方法書の段階でも静岡県とは情報交換を行いながら、入手できる資料については入手しながら行ってきております。ただ、今回も静岡県では3回の審査会を行っておりますが、長野県と似たスケジュールで行っていますので、2回までの委員の意見しか、まとめられていないということもございまして、すべて最新の情報というわけにはいきませんが、入手できる範囲で情報を交換しながら行ってきているという状況でございます。

そして、長野県でも方法書の審査のときに水質に関する意見が非常に多く、水質に関しては環境影響評価項目として選定するよう知事意見が出されておりますが、事業者としては一般的な保全対策で対応するというので準備書が出てきているものですから、今回、鈴木委員の意見もそうであるように、静岡県でもやはり水質に関する意見が出されているものと思います。

○亀山委員長

よろしいでしょうか。そのほか何かございますでしょうか。

今日はせっかくお集まりいただいたので、少し時間もあるのですけれども、何かございましたら是非どうぞ。無理にとは言いませんけれども。

はいどうぞ。

○富樫委員

今回の資料2に、各意見や指摘に対する説明要旨が載っていますけれども、この詳しい説明はそれぞれ、指摘した委員あてに修正なりがあった場合にそれが送られるのか、それともその修正事項なり追加記載については、全委員に送られることになるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○亀山委員長

説明要旨と書いていますが、説明そのものは会議録に載っているわけですね。事務局からお願いします。

○事務局（自然保護課 横浜）

資料2でございしますが、発言要旨それから事業者の説明要旨は、今までの会議の中での発言を単に議事録等中心にまとめたものでございます。

それを意見にするのか指摘にするのか、また意見にしたらどういう文面にするのか、指摘にしたらどういう文面にするのか、とりあえず事務局として案を作らせていただいたものですので、この内容について、各委員に最終チェックをお願いしたいと思っております。そして、修正等がございましたら、最終的に亀山委員長に御一任いただくということですが、その前に亀山委員長に送る最終案について各委員に送らせていただきます。これで特に問題がなければ委員長に御一任いただくという手続を踏んでいきたいと思っております。

○亀山委員長

この資料をもう一度御覧いただいて、御意見がございましたら、それをいただきながら最終的に修正をして、知事意見と指摘をまとめるというような進め方をしたいということだそうですね。

よろしいでしょうかね。

○阿部委員

よろしいですか。せっかく皆さんお集まりで、時間がちょっとあるというので、今まで私が猛禽類に関わってきたことを情報として提供させていただければと思います。

簡単に申し上げますけれども、第1回目の時に発言しましたが、猛禽類にGPSの付いた人工衛星で追いかける発信機を着けているのです。その結果、オオタカでは、それこそ青森から鹿児島まで移動しているということが分かっているのです。それで毎年、関東から鹿児島まで越冬に行くのですが、その移動距離が今のところ5,500km。今、秋田の八郎潟の辺りに居りますけれども、そういう大きな移動をする生き物なのですね。それを双眼鏡で見ていることについて、しつこくクマタカの評価手法が満足いかないということを申し上げているのは、そういう根拠によるわけです。

それからクマタカについても1回目にお話し申し上げましたけれども、30kmも移動しているのですね。30kmといえますと尾根を幾つも幾つも越えて移動しているということなのです。双眼鏡では尾根があると、それから先は見えないわけですね。だからイヌワシなどでも飛翔の軌跡図を見ると、そこを飛んでいるようなのですが、米国の例では3,000kmも移動しているという事例があります。そういうように非常に大きな移動をするものを、双眼鏡で峰に囲まれた中で覗いて影響の評価をするということに疑問を持っているわけです。

参考までにそういう事実がある。それが1個体ではなく、オオタカで30個体、クマタカで20個体くらいGPSを着けておりますが、そういう実態が見えているものですから、双眼鏡で影響評価することに非常に疑問を抱いていると、こういうことでございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。

最新の知見を取り入れて、環境省がマニュアルを書き換えていただく、指針を変えていただくというところまでいっていただければと思うのですが、現段階はなかなかそういつてないところが、少しもどかしいところだと私も思っておりますけれども。ありがとうございました。

○片谷委員

せっかく少し時間に余裕があるということですので、他の県のアセスの審査の経験から感じていることを少し申し上げたいと思います。

私、神奈川県と山梨県でも審査をさせていただいておりますが、神奈川県は大変案件が多いせいもございまして、ほぼ毎月審査会がございまして、1件の準備書の審査に、だいたい少なくて3回、多いときは5回か6回審査の機会がございまして、ですから、意見を出せば次の時に事業者見解の回答が返ってきて、またそれに対して意見が出ればまた返ってきてというやりとりが、かなり密にできるというメリットがございまして。

長野県の方式ですと、1件の準備書に対してだいたい3回ぐらい審査が行われるわけですが、どうしてもその密なやりとりが難しいところがあるのではないかと感じておりまして、例えば今回、事業者の方からの御見解ということで、最終的な評価書までに表記を工夫して記述しますという御回答をいただいているわけですが、今回の段階ではそれで止まるわけですね。それで実際に最終的な評価書が出てきて、またそこでチェックをかけて、必要なら修正していただくということになって、おそらく事業者サイドからみても二度手間が発生している、ということも場合によってはあろうかと

思います。

そういうことで、集まって議論する時のやりとりはもちろん一番重要ですが、それ以外にも専門分野の近い委員のところに事前に何らかの打診を事務局からしていただき、そういう方法で少しやりとりの密度を上げるような工夫も、今後、事務局で御検討いただければより審査が効率化するのではないかというふうを感じている次第でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。

効率化するという点では大事な御提案だなと思いますが、事務局の方から何かございますか。

○事務局（自然保護課 横浜）

技術委員会の開催は一つの案件で3回、多くて4回が限界かと思っております。それ以外においては、それぞれ個別にメール等のやりとりで意見等を頂ければと考えております。

今回は阿部委員からメールで意見等も頂いてございますが、そのような方法で委員会会議の場だけでなく、気づいた点がありましたら、意見、質問等を事務局にお寄せいただければと思います。よろしく願いいたします。

3 閉 会

○亀山委員長

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは特に御発言もないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終わらせていただきます。

御協力ありがとうございました。